

## 令和2年度事業計画

### ―はじめに―

特別養護老人ホームさざんか園では、職員一人ひとりが仕事に誇りと使命感を持ち、日々業務に打ち込んでおります。今後も、利用者本位の質の高い介護サービスの向上を目指して参ります。

さて、昨年、会計処理事務の指導を依頼しています(株)福祉会計サービスセンター から次のような文書指摘がありました。「過去3年間赤字が続き、運転資金が確保できていない状況では一時的な資金ショートを起こす可能性があることから、早急に損益及び収支状況の改善策対応が必要です。(要約)」

このような状況をふまえ、老朽化した施設整備等の重要課題を考えたとき、いまは経営の基盤強化を図る時期と言えます。基本に戻り、コスト意識を持ち、本当に必要な支出か無駄がないか工夫はないか、足元からしっかりと取り組んで参ります。

今回、「ワンチーム」としての重点目標を次のとおり定めました。

#### 【令和2年度重点目標】

- ・やりがいのある楽しい職場づくり
- ・一人ひとりの能力を高めよう
- ・危機感を持ち事故防止に努めよう
- ・コスト意識を持ち続けよう

### 1. 特別養護老人ホーム

法人の基本理念である、地域に信頼され必要とされる福祉サービスを提供するため、現状に満足せず、継続的な改善、課題解決について積極的に取り組みを展開し、さらに、歴史のある当施設を強調しながら、利用者はもとよりご家族や職員が楽しく生活、仕事ができる施設づくりをこれからも考え行動していきます。

#### (1) 利用者中心のサービス、重度化への対応

- ① 重介護及び医療の必要度が高い方利用者の増加が見込まれている中で、多職種での医療連携ケアの充実を図ります。
- ② 歯周疾患に関する全身疾患対策  
月1回の訪問歯科診療と連携し、誤嚥や窒息等のリスクを減らすこと、及び安心、安全に食べられる環境を整えることでQOLの回復、維持、向上を

目指せるように口腔ケアを充実させます。

③ リスクマネジメント徹底

特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドラインに基づき、事故防止委員会の定例開催や研修会を行う等、事故防止の体制強化に努めます。

また、事故報告書、ヒヤリハットの分析結果に基づいて立てられた予防策について、月1回検証・見直しを行い予防対策に取り組みます。

④ 褥瘡対策委員会の設置

定例での委員会、研修会を開催します。

また、入所者の褥瘡発生を予防するため褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的に評価を実施し計画的に管理していくことで褥瘡ゼロを目指します。褥瘡マネジメント加算取得も視野に入れ、関連職種と協働して取り組んでいきます。

⑤ 身体拘束廃止、虐待防止委員会の設置

身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者本人及び他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動制限する行為を行わない事を職員に徹底するとともに、虐待防止、身体拘束廃止委員会の定例開催（3か月毎）や研修会を実施し、介護職等に周知を図っていきます。

⑥ 感染症及び食中毒の予防

感染症対策委員会では、感染症流行の情報を早期に取り入れ予防に努め、定期開催（3か月毎）や研修会を実施しています。また、感染症の流行の時期に合わせて、臨時の委員会開催と対応・対策の強化を施設全体及び各関係機関とともに取り組んでいきます。

⑦ ケアマネジメント体制の充実

利用者のニーズに沿いつつ、利用者が尊厳を保持し有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、個別サービス計画書（施設ケアプラン、個別機能訓練計画書、栄養ケア計画書、経口維持計画等）を多職種で作成し、計画に沿ったサービスを提供していきます。

各個別サービス計画書が日々の生活の中でどれだけ機能、展開しているか等評価、モニタリングを実施し、個別ケアの充実を図ります。

⑧ 機能訓練の実施について

機能訓練指導員を中心に利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った訓練の効果、実施方法等について評価を行い、3ヶ月ごとに1回以上利用者に対して、内容を説明のうち記録しています。レクリエーション、行事、日常生活動作を含む利用者の有する能力を活用した介護等を通じて、身体機能の維持、向上を図っていきます。

**(2) サービスの向上について**

- ① 自己評価、相互の点検を通して、サービスの基本である挨拶、笑顔、丁寧な言葉遣い等の接遇の向上に努めます。
- ② 施設で行う定期的な勉強会の開催、また外部研修を含め職員の資質向上を目指した職員研修プログラムを実施していきます。
- ③ 職員に対してのストレスチェックを実施し、職員が慢性的に悩んでいるストレスの軽減、対応を行うことで働きやすい仕事環境を作っていきます。

**(3) 施設と地域社会との交流を推し進めます**

- ① ボランティアを受け入れ、地域とのつながりを深めていきます。
- ② 近隣の保育所、小学校、中学校等の生徒との交流を促進し、地域の子供たちとのふれあいの場を継続します。
- ② 養成校からの実習を積極的に受け入れ、受け入れ計画を策定した中で、各種研修生、実習生がそれぞれに応じた研修、実習目的を達成できるように指導の充実に努めていきます。
- ③ 市内の企業や学生を対象に介護教室や認知症サポーター研修等を実施し、地域の介護力や介護知識の充実に努めていきます。

**(4) 家族との連携及び家族会の開催について**

- ① ご家族とは利用者の体調の変化など日頃より連絡を密にし、相互の信頼関係を築くよう努めるとともに、制度改正や施設運営上の変更等がある場合は、その情報を適時にかつ的確に提供します。
- ② 家族会を開催し、施設運営等について説明を行うとともに、意見交換等を行い施設運営等についての理解と協力を得るよう努めていきます。また、利用者及びご家族の意向を把握し、施設運営に活かすよう取り組んでいきます。

## (5) 各フロアーのケア方針

### **本館 1 階**

個別性のある介護を実践していくため月 1 回のフロアー会議を実施し、ケア方法の共通理解を深めていきます。

季節ごとのリハビリを兼ねたレクリエーションや外出を企画し、利用者に季節を感じて頂き、日常生活での楽しみを作ります。

ご家族の面会時に近況報告をするとともに、信頼関係が築けるようにコミュニケーションを図っていきます。

### **本館 2 階**

利用者が安心し、笑顔あふれる生活を送れるようなフロアー作りを目指します。利用者一人ひとりの声に耳を傾け、多職種と連携を取りながら本人の意向にできる限り沿えるようにしていきます。

また、季節を感じて頂けるような行事、活気あふれるイベント、お食事や気分転換を行える外出援助など、利用者と職員が一緒になって楽しめる機会作りを積極的に職員一丸となって取り組んでいきます。

### **新館 1 階**

利用者に季節感や日常での楽しみを感じて頂く為に、月に 1 回季節にちなんだ料理作りや行事の立案・外出の機会を作っていきます。その様子を写真に残しフロアー内のフォトブースを設け、ご家族が閲覧できるようにします。

また、生活場所としての居室やホール等の掃除に力を入れ、四季に流行る感染症予防に努め楽しみと清潔感のあるリラックスできる生活空間を作れるようにしていきます。

ケアの方針は、「パーソン・センタード・ケア」その人の生活歴や習慣、趣味や性格などの背景に着目し支援をしていきます。

職員が再度「認知症」について研修等を通し、学び考え直し、足りない知識は多職種と密に連携し補い高め合っていく「チームワーク」を基本に、利用者・職員共に「その人らしさ」を大切に「笑顔いっぱい」溢れる明るいフロアー作りを目指していきます

### **新館 2 階**

一人ひとりに寄り添える介護とコミュニケーションの基本である挨拶を大切にするフロアー作りを目指します。

利用者の身体状況に合わせたケアを多職種で連携を図り、転倒や誤嚥性肺炎の予防に取り組む心身ともに健康作りをしていきます。また、掃除の行き届いたフロアーとともに、季節ごとの飾り付けを通じて明るい雰囲気作りと感染症の予防に努めていきます。

## (6) 看護

利用者の身体的、精神的苦痛の軽減に努め安心して一人ひとりが健康で快適に過ごし、充実した生活にさせていただけることを目標としていきます。

年々高齢化が進む中、専門職との連携を密にし、体力及び筋力低下の予防とリハビリテーションに取り組みます。また、認知症の重度化に伴い、身体の状態を的確に表現することが困難な利用者も増えているので、介護職員と共に一人ひとりの状態観察にお一層注意を払っていきます。熱発、嘔吐、誤嚥、意識消失、外傷、転倒など囑託医への連絡、病院への受診、特に急変時には速やかに対応できるよう個別対応に努めます。

- ① 日常の健康管理と維持、心身の安定を図ります
  - i 利用者一人ひとりの健康状態を把握し、個々の健康を管理します。
  - ii 把握した健康に関する情報を他職種と共有します。
  - iii 日常の中で健康相談を実施し、健康上の悩み等の話を聞き、生活意欲を高め、心身の安定を図れるように努めます。
  - iv 年1回の定期健康診断（採血、胸部レントゲン撮影、心電図等）を行います。検査結果に応じて骨密度・心エコー・CT等の精密検査も行います。
- ② 医療的研修
  - i 誤嚥・骨折に対する応急処置
  - ii バイタルチェックについて・一般状態の観察
  - iii 心肺蘇生、緊急時の対応、AEDの取り扱い
  - iv 介護職による吸引、胃ろう研修

## (7) 給食

安全・安心の食事提供

食中毒の防止を第一とし、美味しく安全な食事提供が出来ること、職員及び利用者とのコミュニケーションを大切に業務にあたります。

厨房職員の健康管理に注意を払い、感染症が流行した場合はマニュアルに沿い対応を徹底し拡大防止に尽力します。

また災害時に備え、非常食の備蓄を継続的に行っていきます。

入所者様のQOLの維持向上を目指した栄養ケア

経口摂取の大切さは職員全体に浸透していることから、その先にある口腔ケアや嚥下等、利用者の重度化に伴い、個々を観察し、最優先に経口摂取が維持できるような環境を整えています。

利用者が一日でも長く、最後の一口まで美味しく食べることが出来るように支援していきます。

## (8) 各会議と委員会、実行委員会活動

### ① 責任者会議の開催

第2火曜日を開催日として実施

(理事長、施設長、副施設長、センター長、各部署主任、リーダーが参加し  
事業全体の連携、調整、各種事項を話し合います。)

### ② リーダー会議の開催

第1木曜日を開催日として実施

(統括、リーダー、サブリーダー 相談員が参加しフロアー間の連携、調整  
また、事故状況の検討、評価等を話し合います。)

### ③ 全体職員会議

6月 11月 3月に実施 (全職員が対象)

### ④ 委員会

| 委員会             | 4月 | 5月 | 6月     | 7月 | 8月 | 9月 | 10月    | 11月    | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------|----|----|--------|----|----|----|--------|--------|-----|----|----|----|
| 入所検討委員会         | ○  | ○  | ○      | ○  | ○  | ○  | ○      | ○      | ○   | ○  | ○  | ○  |
| 事故防止委員会         | ○  |    |        | ○  | △  |    | ○      |        |     | ○  |    |    |
| 衛生、感染症対策        | ◎  | ○  | ○<br>△ | ◎  | ○  | ○  | ◎<br>△ | ○      | ○   | ◎  | ○  | ○  |
| 褥瘡対策委員会         | ○  |    |        | ○  |    | △  |        |        | ○   |    |    | ○  |
| 虐待防止・身体拘束廃止委員会  | ○  |    |        | △  | ○  |    |        | ○      | △   |    | ○  |    |
| 給食委員会           | ○  |    |        | ○  |    |    | ○      |        |     | ○  |    |    |
| 口腔ケア<br>経口維持委員会 | ○  | ○  | ○      | ○  | ○  | ○  | ○      | ○<br>△ | ○   | ○  | ○  | ○  |
| リハビリ委員会         | ○  |    | ○      |    | ○  |    | ○      |        | ○   |    | ○  |    |
| 療育音楽<br>レクレーション | ○  |    |        |    |    |    |        |        |     |    |    | ○  |
| 機関誌、システム        |    | ○  |        |    |    | ○  |        |        |     |    | ○  |    |
| 防災委員会           |    | ○  |        |    |    |    | ○      |        |     |    |    | ○  |
| 物品 環境整備         | ○  |    |        |    | ○  |    |        |        |     |    | ○  |    |
| 排泄、入浴           | ○  | △  |        |    |    | ○  |        |        |     |    | ○  |    |
| 看取り、医行為         | ○  |    |        |    |    |    |        |        |     | △  |    |    |

○会議      △研修      ◎衛生、感染会議同時開催

### ⑤ 実行委員会の開催

7月の納涼盆踊り大会、9月の敬老祝賀会の開催にあたって企画をします。  
(開催時期については担当座長、副座長が調整)

## 2. 短期入所生活介護事業（ショートステイ事業）

在宅サービスの要のひとつである「ショートステイ事業」は、在宅における家族等の負担軽減などのため利用していただいています。

さらには、認知症等の利用者の家族へのレスパイトケアにより、利用者の在宅生活の継続に貢献しています。

施設では、要介護者の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行っています。

利用者の傾向としては、継続的・定期的な利用者が多く見受けられます。そうした方々に少しでも長く安定した在宅生活が続けられるように、体調の細かい変化や精神の変化にもいち早く気づくことが出来るよう、記録様式を活用します。そのことで事故や病気が未然に防げる支援をし、さらにレクリエーションを行うことで楽しいサービスとなるよう取り組みます。

利用者にとってもこのサービスを通じ、生きがいのある生活が日々送れるように主体性を引き出す処遇(サービスの個別化、尊厳を守る処遇)を実践していきます。

また、感染症の予防対策についても、昨年度はサービス体制の見直しを考えていかなければいけない状況がありましたので、特別養護老人ホームとより一層の連携をし、安心、安定した利用に結び付ける取り組みを図ります。

## 3. デイサービス事業

計画目標

### (1) 事故防止

送迎時 法規を守り安全運転  
移動車中、利用者の見守り  
乗り降りの時、介助見守り  
狭い道、バック走行時の安全確認

施設内 椅子から立ち上がり移動時の見守り、トイレ移動時、浴室への移動時、特に注意  
入浴時は、転倒に注意し手引介助、長湯に注意、

食事とおやつの時、熱いお茶が出るので注意、

- (2) 感染症対策 (日々家族に口頭や連絡帳で伝える)
- 家族に体調不良の方がいないか年間を通して確認
- インフルエンザ対策
- 利用日の朝、熱を測っていただく
- 独居の方や体温を測れない方にはその場で体温を計測
- 37度以上は利用中止、 デイ利用中であれば家族に連絡ご自宅へ
- ノロウイルス・胃腸炎
- 体調不良時は利用中止
- デイ利用中、処置後、家族へ連絡しご自宅等へお送りします
- (3) 災害への備え
- 送迎車 ガソリンは半量を過ぎたら給油
- 送迎中 地震時など安全確保し近い施設 (さざんか園・兒玉病院・小畑デイ等)
- へ
- 施設内 施設の指示に従う
- (4) 業務の改善の取り組み
- チームワーク作り、言葉使いの改善、人に勧められる職場作り、
- 学び、認知症のほか多彩な持ち味の方が増え、職員の知識向上の必要があるため
- VR (バーチャルリアリティー) での疑似体験することで業務改善を進めます

#### 4. 居宅介護支援事業・在宅介護支援センター

要支援、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮してケアマネジメント業務を行います。その提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に行います。

居宅サービスが適切に利用できるように、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービス提供が確保されるよう、サービス事業所、その他関係機関等との連絡調整等を行います。

適切なケアマネジメント業務を行うため、外部研修、内部研修に積極的に参加し、介護支援専門員の資質向上に努めます。



## 5. 銚子市認知症初期集中支援チーム事業

銚子市では高齢化が急速に進む2025年には高齢化率が40%を超えると推計され、認知症高齢者や高齢者単身世帯の増加が見込まれる状態で、地域包括支援センターをはじめとする各事業所において多くの相談が持ち込まれています。

このようなことから、認知症になっても本人の意思が尊重され出来る限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるように、さざんか園が開設当初から関わってきた認知高齢者の在宅支援を今後についても推し進めていくこと、早期発見、早期対応ができるように地域包括支援センター、医療機関はもとより、各サービス機関との連携を一層に深め認知症対応施設の中核としてその役割を担っていきます。

## 6. 銚子市西部地域包括支援センター

### (1) 運 営 理 念

銚子市西部地域包括支援センターは、市民住民・関係団体などに対して広く周知を行うとともに、行政や関係機関、地域住民と連携を図りながら、地域特性に合わせた「地域包括ケアシステム」の仕組みづくりの構築を目指します。

介護予防の啓発・対応と介護を必要とする状態になっても安心して住み慣れた地域で生活できるよう、必要な方に必要な支援を地域ネットワークとともに構築していきます。

### (2) 活 動 方 針

- ①委託型地域包括支援センターが行う事業の重点活動を進めていく中で、これまでのネットワークを活かし、地域における啓発活動を継続して行いながら、在宅医療介護連携の更なるネットワークの拡大・強化を行います。
- ②実態把握調査を通して、初期相談から認知症予防、介護予防支援と生活実態や地域課題の把握を深め、困難ケース予防も含めながら地域ニーズの発掘に繋がります。
- ③地区社協、民生委員、町内会、施設関係者等を含め地区組織との連携し、小・中・高への認知症サポーター養成講座・高齢者疑似体験、状況に応じてステップアップ講座等の更なる啓発活動し、実施につなげます。また、西部地区での認知症カフェの地域啓発と交流の場としての活性化につながるよう協力します。
- ④介護予防の推進として、市民、行政や関係団体・職種、地域の関係と連携し、銚子プラチナ体操開催場所の拡大や元気シニア講座、ふれあい交流の場が地域で増えるように啓発や関係者との調整しながら実施につなげていきます。
- ⑤今後も高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護・医療・生活支援・予防・住まいが包括的・継続的に行われることを目指す「地域包括ケアシステム」の更なる推進を図ります。

### (3) 重点活動

#### ① 包括的支援業務に関する業務

- i 総合相談支援業務 : ネットワーク構築・実態把握・総合相談
- ii 権利擁護業務
- iii 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - ・てうしケアマネクラブ、主任介護支援専門員連絡会との連携・後方支援
  - ・担当圏域内のケアマネジャの状況把握と個別支援対応
- iv 認知症総合支援事業
- v 在宅医療・介護連携推進事業
- vi 生活支援体制整備事業
- vii 地域ケア会議推進事業

#### ② 指定介護予防支援事業に関する業務

要支援状態であっても、その悪化をできる限り防ぎ、自立に向けた生活を営む事を目的に、社会資源を活用した介護予防マネジメントをより効果的で充実したサービス利用に着目したケアプランの作成を支援します。

また、指定居宅介護支援事業所との連携を強化し、要支援・要介護の流れを円滑にできるように、連携して支援を行うと共に包括内で新規直営担当件数の基準を確認しながら対応していきます。

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、健康増進、住民運営の通いの場を充実させ、「人と人とのつながり」を通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

また、地域においてリハビリテーション専門職を生かした自立支援の取り組みを行い、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できるような地域の実現を目指します。

#### ③ 一般介護予防事業に関する業務

#### ④ 地域支援事業の任意事業に関する業務

- i 認知症家族を支える会    ii 高齢者福祉フォーラム
- iii 認知症サポーター養成講座等    iv 住宅改修理由書の作成

#### ⑤ その他の業務

- i 地域密着型サービス事業所が設置する運営推進会議への参加
- ii 銚子市地域包括支援センター運営協議会への参加
- iii 実績報告及び評価    iv 職員の人材育成    v 職種別連絡会等への参加    vi 苦情への対応

### (4) 重点活動及び具体的対策

## ①実態把握調査

- i 実態把握調査から総合相談
  - ・地域包括支援センターのポスターでの啓発と状況に応じた道筋がつくように専門職との連携、各関係機関とのネットワークを用いて支援につなげます。
- ii 実態把握調査での情報から地域課題も確認し、ネットワークによる連携対応
  - ・支援を必要とされている方のニーズ確認も含め、情報や支援調整を行う。

### ⑥ 啓発普及活動の継続と連携強化

- i 地域の関係者・保健・医療・介護団体等への啓発活動強化と情報提供、アウトリーチ対応
  - ・地域への情報提供と地域情報の共有により、地域で行われている活動や支援者を連携の中での継続的な地域での支援に率先して対者をつなげていく。
- ii 権利擁護の啓発活動とスキルアップ
  - ・権利擁護、高齢者虐待・消費者被害の防止の普及啓発活動と市や関係機関と連携の中で対応していく。
  - ・ケース毎の振り返りの中での確認や権利擁護に伴う知識を深める研修体制づくり。

## ③地域づくり

- i 在宅生活が継続できるような地域づくり
  - ・認知症サポーター養成講座（キッズサポーター含む）、ステップアップ講座等を含め子供の力で地域の大人に伝わる環境作り。（小中学校対象の啓発普及活動）
  - ・地域ケア会議を重ね、ネットワーク作り、地域課題発見を基に市と協力していきます。
  - ・医療機関との連携し、関係者間での支援体制につながる環境整備を進めていきます。
- ii ふれあいサロン、銚子プラチナ体操、元気シニア講座等の啓発と開催場所の拡大
  - ・市民、関係団体との関りの中で市と協力しながら啓発・調整を含め活動。
- iii 地域を支える地域密着型サービスや地域への協力
  - ・地域特性の把握と関係団体との相互の情報交換・共有・啓発普及活動

地域密着：小規模多機能ホーム1、グループホーム1、特養1、特定有料1　：（2か月に1回） 小規模・認知症デイ6　：（6か月に1回）

  - ・生活支援体制整備事業で市と協力し、2層協議体（西部ふれあい会）での地域の関係者との連携

## 7. さざんか園福祉教育センター

### （1）事業概要

平成 25 年 4 月実施の介護職の資格要件見直しに伴い、介護職員基礎研修とホー

ムヘルパー1 級が「介護福祉士実務者研修」に移行され、さらに、平成 29 年 1 月の介護福祉士国家試験より、受験の資格要件として「介護福祉士実務者研修」の修了が義務付けられました。これは、高齢化の進行や世帯構造が変化する中で、介護ニーズの多様化に対応し、より質の高い介護サービスを安定的に提供していくために、介護人材の安定的確保、資質向上を目的としたものであり、今後求められる医療連携を見据え、カリキュラムには喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケアが追加されました。

そこで本法人ではまず、現在介護職員として勤務している人でも、受講しやすい環境で専門職としての資格（介護福祉士・介護福祉士実務者研修・喀痰吸引等研修等）が取得できる支援をし、地域福祉を支える人材養成を事業とします。

また、地域の多くの方が福祉・介護に関心を高める機会を作り、健康福祉社会の高揚に務めます。そして、地域との連携や地域貢献事業も福祉教育センターにおける重要な役割として推進し、福祉教育センターの持つ資源を有効に活用し、地域から信頼される機関を目指します。

## **(2) 対象地域**

千葉県全域を対象とし、特に銚子市を中心とした香取海匝地域及び神栖市等

## **(3) 福祉教育センターの取組**

### **1) 介護人材の確保**

- ① 介護福祉士実務者研修の開講（定員 160 名）
  - ・銚子市、旭市、香取市、神栖市、千葉市での開講
  - ・千葉刑務所での実務者研修の受託開講
- ② 喀痰吸引等研修の開講（定員 20 名）
  - ・銚子市での開催
  - ・介護福祉士のキャリアアップ
- ③ 介護分野で働こうとしている方が、資格取得のし易さを感じ、就職への積極化を図ります
- ④ 潜在的有資格者等の再就職を促進するための研修等の実施
- ⑤ 公開講座等の拡充に努め、地域の生涯学習等の質的向上に寄与

### **2) 介護人材の定着及び資質の向上**

- ① 介護福祉士、ホームヘルパー等の社会福祉従事者のレベルアップのための支援講座の実施
- ② 福祉施設を中心とした職員研修制度の拡充

### 3) 地域の福祉教育活動

- ① 人との出会いとふれあい体験を通じて、他者の立場や心情を思いやり、互いの支えあう心や態度を養うこと
- ② 福祉問題を抱えた人々とのかかわりのなかで、社会福祉の理念、制度、施策の現状と問題点を学ぶとともに、福祉向上に寄与する実践力を育てること
- ③ 地域社会において家庭、学校、地域の連携のもと、組織的、計画的、継続的に福祉活動を実践し、共に生きる福祉社会の形成主体となるように援助すること
- ④ 就労支援機関等の職員、利用者を対象としたセミナーの実施

### (4) 営業（広報）活動

当センターは介護福祉士教育を中心とした福祉教育センターであり、営業（広報）活動を早期に開始し、開講の宣伝及びPRを強化していく必要があります。営業（広報）活動内容としては、ホームページによる周知及び千葉県内の福祉施設へのパンフレットの配布と訪問による宣伝が中心となります。

◎受講者層 施設への訪問・パンフレット配布による受講希望・・・60%  
ホームページの閲覧・口コミによる受講希望・・・40%

※受講者ウェイトは職場からの申し込みが60%、個人から40%を想定  
開講回数を重ねる内に、クチコミによる受講者の増大も期待できます。

## 8. 職員の資質向上

社会福祉施設としての永年の経験を生かし、法人の基本理念、基本方針の下に職員資質の向上に努めます。

利用者本位の、生きる喜びを感じていただける生活を、施設の内外で提供する為には、職員の思いやりある介助を必要とします。利用者との良き信頼関係を築くため、施設での個別指導や内外の研修を通じて職員個々の目標や課題を定め、自身の向上心を喚起させていきます。

介護技術においては、各種研修会あるいは他施設の見学会等、積極的な取り組みにより、施設全体に学んだことを浸透させて相互理解を促します。

また、生活面や職場における精神的、身体的健康管理が求められております。健康診断による指摘事項を真摯に受け止め、メンタル面でも、悩み事を早期に発見し改善策に取り組みます。

## **9. 環境・設備整備**

日常生活の居住空間の場として位置づけ、施設環境、設備整備に努めていきます。

施設の中で、人として日々の生活に喜びを感じ、季節の移り変わりを実感できるよう種々の行事を計画し、桜や紫陽花等のお花見やショッピングや季節の料理教室等、これまでと同じように楽しんでいただきます。

また、施設設備は、空調設備、水道設備、照明器具等の老朽化に対応し、住み心地のよい施設作りに取り組んでいきます。

## **10. 防災対策**

自然災害の発生は、想定外の状況下で突然襲ってくるので、対応が後手になりがちです。

日頃、定期的に防火訓練を実施していますが、種々の課題が発生します。非常時の連絡体制を確認し、職員が役割分担して、消火器や放水による消火を体験することにより、緊急時の手順、心構え等備えています。

自然災害は復旧に時間がかかりますので、利用者の安全、健康管理のためにも、設備点検、非常食の備蓄、各所との連絡体制確認に取り組みます。

## **11. 機関誌の発行**

機関誌「さえざり」は紙面を通じて、施設の行事を主体に発行しています。写真の掲載により施設内外の情報を親しみやすく、手にした人々に語りかけ、楽しんで頂けるよう紙面構成に取り組んでいきます。

直近の施設情報の発信として、ホームページも定期的に更新しています。